六の二　法第四十一条第一項第六号の燃料装置のうち自動車との側面衝突時の燃料漏れ防止装置及び同項第七号の車枠及び車体のうち自動車との側面衝突時の乗員保護装置（電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものを除く。）

六の三　法第四十一条第一項第六号の燃料装置のうち電柱その他棒状の工作物（以下「ポール」という。）との側面衝突時の燃料漏れ防止装置及び同項第七号の車枠及び車体のうちポールとの側面衝突時の乗員保護装置（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車以外の自動車に備えるものに限る。）

六の四　法第四十一条第一項第六号の燃料装置のうち後面衝突時の燃料漏れ防止装置及び同号の電気装置のうち後面衝突時の感電防止装置（電力により作動する原動機を有する自動車（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満かつ車両総重量三・五トン以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トン以下のものに限る。）に備えるものに限る。）

六の五　法第四十一条第一項第六号の燃料装置のうち後面衝突時の燃料漏れ防止装置（電力により作動する原動機を有する自動車（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満かつ車両総重量三・五トン以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トン以下のものに限る。）に備えるものを除く。）

六の六・六の七　（略）

七～四十七　（略）

（指定を受けたものとみなす特定装置）

第五条　法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特定装置の種類	規則番号
一～四の三　（略）	（略）
四の四　第二条第四号の四の制動装置	第七十八号第五改訂版
五～五の十三　（略）	（略）
五の十四　第二条第五号の十四の電波障害防止装置	第十号第六改訂版
五の十五　第二条第五号の十五のサイバーセキュリティシステム	第百五十五号
五の十六　第二条第五号の十六のプログラム等改変システム	第百五十六号
五の十七・五の十八　（略）	（略）

六の二　法第四十一条第一項第六号の燃料装置のうち自動車との側面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに同項第七号の車枠及び車体のうち自動車との側面衝突時の乗員保護装置（電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものを除く。）

六の三　法第四十一条第一項第六号の燃料装置のうち電柱その他棒状の工作物（以下「ポール」という。）との側面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに同項第七号の車枠及び車体のうちポールとの側面衝突時の乗員保護装置（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車以外の自動車に備えるものに限る。）

（新設）

六の四・六の五　（略）

七～四十七　（略）

（指定を受けたものとみなす特定装置）

第五条　法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特定装置の種類	規則番号
一～四の三　（略）	（略）
四の四　第二条第四号の四の制動装置	第七十八号第四改訂版
五～五の十三　（略）	（略）
五の十四　第二条第五号の十四の電波障害防止装置	第十号第六改訂版
五の十五・五の十六　（略）	（略）